Trial in absentia in International Criminal Trials: The ICC and the Special Tribunal for Lebanon in Comparison

メタデータ 言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: INAZUMI, Mitsue メールアドレス: 所属: URL https://doi.org/10.24517/00061463

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



国際刑事裁判における欠席裁判

--- 国際刑事裁判所 (ICC) とレバノン特別法廷の最近の動向

稲 角 光 恵

- 1 はじめに
- 2 国際法上の人権と欠席裁判
 - 2-1) 欠席裁判の利点と正当性の主張
 - 2-2) 在廷する権利と公正な裁判を受ける権利
- 3 国際刑事裁判機関における欠席裁判の扱い
 - 3-1) ニュルンベルグ国際軍事裁判所
 - 3-2) 1990年代以降のアド・ホック法廷(レバノン特別法廷を除く)
 - 3-3) 国際刑事裁判所(ICC)
 - 3-4) レバノン特別法廷
- 4 国際刑事法上の欠席裁判に関する考察
 - 4-1) 欠席裁判の分類
 - 4-2) 欠席裁判の許容条件
- 5 おわりに

1 はじめに

現代では国際法上の犯罪について個人の刑事責任を追及する国際的な刑事 裁判機関が複数存在し、いずれも国際社会における法と正義を体現し国際法 に従い人権を遵守しつつ刑事裁判を行うモデルとして期待と注目を集めてい る。しかし近年、国際的な刑事裁判において被告人が決廷に在室していない 状態で裁判を進める状況が許容される場面が出てきており、被告人の人権を 侵害する可能性が問題とされる。国連が設置したレバノン特別法廷(Special Tribunal for Lebanon、STL) は、レバノンで2005年に起きたRafic Hariri元首 相の暗殺事件についてイスラム教シーア派組織ヒズボラの4名の被告人につ いて審理した結果、3名を無罪とし、Salim Ayyash被告に対してはHariri氏暗 殺の首謀者の1人であると認定して2020年8月18日に本人不在のまま有罪判決 を下した¹。同法廷は、その政治的背景やテロ犯罪の取扱いなど特筆すべき点 もあるが、公判手続冒頭から判決に至るまで終始一貫して被告人不在であっ たため国際人権法と国際刑事法の諸原則との抵触が問題視される。

国際刑事裁判所 (International Criminal Court、以下ICC) においても被告 人在廷の条件を緩和させようとする動きが見られる。ICCはBanda事件で被 告人不在のまま裁判することの是非について検察と弁護人と被害者代表に意 見を求めた。検察と弁護人の双方が反対する意見書を提出した2ため結局裁 判は行われていないが、そもそも争点として裁判所が意見要請した事が物議 をかもした。また、Gbagbo事件で下級審において無罪判決を勝ち取った被 告人の釈放を認める際に、釈放後に本人が(控訴審など)公判に出廷しなか った場合には欠席のまま裁判を進めると述べた2020年5月28日の上訴裁判部

Special Tribunal for Lebanon, Prosecutor v. Salim Jamil Ayyash and Hassan Habib Merhi and Hussein Hassan Oneissi and Assad Hassan Sabra, Case No. STL-11-01/T/TC, Trial Chamber, Judgment (18 August 2020), judgment available at the Special Tribunal for Lebanon's homepage, https://www.stl-tsl.org/crs/assets/Uploads/20200818-F3839-PUBLIC-Full-Judgement-Annexes-FILED-EN-WEB-Version-v0.2.pdf (last accessed on 31 October 2020).

For the prosecutor's submission, see, ICC, Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain, ICC-02/05-03/09, 'Public redacted version of "Prosecution's submissions on trials in absentia in light of the specific circumstances of the Banda case", 13 December 2019, ICC-02/05-03/09-673-Conf-Expo' (11 May 2020); for the defendant's submission, see, 'Public Redacted Version of "Defence Submissions on in absentia proceedings pursuant to the Trial Chamber's Order of 13 November 2019 (ICC-02/05-03/09-671-Conf-Exp)" filed on 13 December 2019' (10 June 2020). 後に被害者代表も意見を裁判所に提出した。For the opinion paper of the representatives for victims, see, ICC, Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain, ICC-02/05-03/09-687-Red, 'Legal Representatives for Victim's "Observations sur un procès in absentia dans la perspective des victims" (10 June 2020).

の決定3が、今後は被告人不在の公判審理に道を開くのか影響が注視される。 欠席裁判 (trial in absentia) は、潜伏や海外逃亡等により被告人の身柄を 確保できず裁判に出廷させることが困難な状況においても裁判の実施を可能 とする。迅速な裁判をもたらすため、国内法で欠席裁判を許容している国々 も存在する。他方で、本人不在で裁判を進める欠席裁判は被告人の権利を害 する可能性がある。国内裁判所における欠席裁判の許容有無について諸国の 態様が分かれる中、はたして国際刑事裁判機関における欠席裁判は国際法上 許容されるのであろうか。本稿は国際刑事裁判における欠席裁判の是非と許 容される場合の条件について明らかにすることを目的とする。まず欠席裁判 に関わる国際人権法を紹介した上で、ICCやレバノン特別法廷といった国際 刑事裁判機関における欠席裁判の取扱を検討し、国際刑事裁判における欠席 裁判の許容有無と条件について考察する。なお、本稿では欠席裁判の問題の 全体像を把握するため欠席裁判とは訴訟手続の対象とされた本人が法廷に出 廷していない状態で裁判を行うこと全般を指すが、後述するように欠席裁判 を分類した上で条件により欠席裁判を許容する傾向が見られることを明らか にする。

2 国際法上の人権と欠席裁判

本章では欠席裁判が要請される理由を簡潔に紹介した上で、欠席裁判の是 非が争われる根拠である人権規定とその解釈を検討し、国際人権法は欠席裁 判が満たすべき条件を示しつつ許容していることを明らかにする。諸条件の 下で欠席裁判を許容する国際人権法は、次章以降で考察する適正手続の原則

³ ICC, Prosecutor v. Laurent Gbagbo and Charles Blé Goudé, ICC-02/11-01/15-1355-Red-tFRA, 'Décision relative à la requête présentée par le conseil de Laurent Gbagbo aux fins de reconsidération de l'Arrêt relatif à l'appel interjeté par le Procureur contre la décision rendue oralement par la Chambre de première instance I en application de l'article 81-3-c-i du Statut et de réexamen des conditions de mise en liberté de Laurent Gbagbo et Charles Blé Goudé' (28 May 2020).

と人権を尊重する国際刑事裁判機関における欠席裁判の是非の判断にも影響を与えている。

2-1) 欠席裁判の利点と正当性の主張

なぜ当事者たる被告人が在廷していない状況でも公判を行うことが求められるのか。刑事裁判の当事者である被告人が在廷しない状況で公判を進めるのは、迅速な裁判を可能とする利点があり、司法行政の利に資すると考えられている。裁判進行を妨害する被告人の退席や欠席が裁判と司法行政を妨げることを許容すべきではなく⁴、同様に犯罪者の逃亡や潜伏が刑事責任追及の中断と回避をもたらすことは出廷を意図的に避けている逃亡被告人の利益につながるため許すべきではないとされる。欠席裁判は裁判の遅延と回避をなくすことが可能となる手段である。また、速やかに裁判を行うことにより犯罪事実を解明し社会に広く知らしめる裁判の情報公開機能を果たし、被害者の社会的救済や損害賠償といった民事訴訟を容易にする効果とともに、同様の犯罪の抑止効果も期待される。

他方で、被告人の身柄を確保できない状況で有罪判決を下したとしても判決の履行可能性が低いことから、その意義と効果が疑問視される。また、被告人不在で公判を行うマイナス点として、被告人が法廷にて自らの主張を展開し証拠を提出し反対尋問を行うといった防御の機会を奪い人権を損なう可能性や、被告人の主張を聞く機会なく判断を下すことにより裁判の公正さや信頼性を損なう可能性がある。また、被害者及び証人の裁判参加意欲を損なうことや、特に被告人の行方が不明な状況では被害者や証人が復讐を恐れ裁

⁴ STSL, Prosecutor v. Issa Hassan Sesay, Morris Kallon and Augustine Gbao, Case No. SCSL-04-15-T, 'Ruling on the Issue of the Refusal of the Third Accused, Augustine Gbao, to Attend Hearing of the Special Court of Sierra Leone on 7 July 2004 and Succeeding Days' (12 July 2004), para. 8. シエラレオネ特別裁判所の正統性を否定して被告人の1人が出廷拒否したが同裁判所は裁判の中断を行わなかった。

判参加を忌避する可能性が指摘されている⁵。しかし有罪判決に基づく刑の執 行が期待できないとしても、被害者の救済と被害者からの損害賠償請求の 許容6、歴史的史実として事実の記録の作成と公表、将来の犯罪抑止、重大な 犯罪への非難徹底を世間に示す意義は失われないとも考えられている。特 に国際法上の犯罪など重大な犯罪を処罰する国際刑事裁判機関の裁判の利益 (interest of justice) が強調される。このように国際社会が目指している不処 罰の不寛容を達成していく手法の一つとして、後述するような欠席裁判肯定 説が展開されている。

2-2) 在廷する権利と公正な裁判を受ける権利

欠席裁判は刑事裁判手続で保障されるべき被告人の人権を害することが危 惧される。欠席裁判を明示的に禁止した国際法はないが、欠席裁判の熊様に よっては人権を侵害する可能性があるからである。具体的には、欠席裁判は 自由権規約や地域的人権条約に定められている裁判を受ける権利との抵触が 問題とされる。

2-2-1) 自由権規約と欠席裁判

自由権規約第14条は「公正な裁判を受ける権利」を保障し、同条3項(d)は すべての者が刑事上の罪の決定について「自ら出席して裁判を受け及び、直 接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること | を保障する。「少な くとも | これらの保障を受ける権利を有するとの同条3項の文言から、この 権利は最低限の保障の一つとみなされる。

The Prosecution's Submission, *supra* note (2), para.46.

ICCのBanda事件で欠席裁判が検討された際、被害者の代表は、裁判を実施して真実を 発見し、被害者に彼等の苦しみを表明する機会を与え賠償を与えるべきとして欠席裁判 を望む意見を表明した。The observations by the legal representatives for victims, supra note (2).

このように自由権規約第14条は公正な裁判を受ける権利の一部として在廷する権利(right to be present at trial)を定めているが、同条はデロゲート可能な条項であるとともに、欠席裁判の可能性を完全に排除したとはみなされていない。同条について解説した自由権規約委員会の「一般的意見13」は、例外的に正当な理由に基づき欠席裁判が行われる場合には防御の諸権利が厳格に遵守されることが必要であると言明した⁷。なお、一般的意見13は欠席裁判を行う「正当な理由」が何であるかは明らかにしていない。

また、個人通報制度を通じた諸事例に対して自由権規約委員会が示した見解(Views)も欠席裁判を完全に否定するのではなく、これら見解を反映した自由権規約委員会の「一般的意見32」は、被告人が事前に十分に手続のことを知らされた上で在廷する権利を放棄した場合には、裁判の利益のため欠席裁判が許容されうると認めている⁸。当局は事前に裁判の日時と場所を被告人に告知し、出廷を確保するため被告人の召喚に必要な手段を取る必要があり、それらの措置を取らずに行う欠席裁判は第14条3項(d)と抵触する可能性があると述べられた。

2-2-2) 地域的人権条約と欠席裁判

公正な裁判を受ける権利はヨーロッパ人権条約第6条やアフリカ人権憲章第7条1項(c)といった地域的な人権条約にも定められているが⁹、在廷する権利は明示されていない。ヨーロッパ人権条約第6条3項(c)は刑事上の罪に問われているすべての者が「直接に又は自ら選任する弁護人を通じて防御する」権利を定めている。ヨーロッパ人権条約は被告人の在廷する権利を明

⁷ Human Rights Committee (hereafter HRC), General Comment No. 13, (13 April 1984), HRI/ GEN/1/Rev 1 (1994), para 11.

⁸ HRC, General Comment No. 32, CCPR/C/GC/32, (23 August 2007).

⁹ アフリカ人権憲章下での欠席裁判については、See, Alexander Schwarz 'The Legacy of the Kenyatta Case: Trials *in Absentia* at the International Criminal Court and Their Compatibility with Human Rights' *African Human Rights Law Journal* Vol. 16 (2016), pp. 106-108.

示的に定めていないが第6条全体の趣旨及び目的から同権利を保障しているとヨーロッパ人権裁判所は述べ 10 、在廷する権利の放棄は明白かつ疑いの余地がないものでなければならないと判示した 11 。ヨーロッパ人権裁判所の諸判決を総合するならば、被告人が起訴され裁判されることについて告知され 12 、在廷する権利を被告人が明示的又は疑いの余地がない形で放棄し 13 、弁護人により代表される権利を認められ 14 、かつ判決後にも裁判をやり直すことができる場合には 15 、欠席裁判は否定されないと解釈される余地がある。

ヨーロッパ議会と理事会が2016年に採択した文書では、在廷する権利を保障しつつ、裁判が行われる事実と不出廷の場合の不利益について適切な時期に本人に告知され、かつ、本人が選任した又は国により任命された弁護人により代表されることを欠席裁判の条件として挙げている¹⁶。また、同文書は、被疑者又は被告人が行方不明のため上記条件を満たすことができない場合にも欠席裁判を行うことができるが、欠席裁判の場合には逮捕後に、新しい証拠の検証も含めて裁判のやり直しを求める権利又はその他の法的救済が与えられる権利があり、それら権利を告知しなければならないとした¹⁷。

同様に再審を受ける権利の保障を欠席裁判の許容条件とした見解が人権及

¹⁰ European Court on Human Rights (hereafter ECHR), *Colozza v. Italy*, App. No. 9024/80, Judgment (12 February 1985), para. 27.

¹¹ ECHR, Poitrimol v. France, App. No. 14032/88, Judgment (23 November1993), para. 31.

¹² ECHR, Colozza v. Italy, supra note (10), paras. 18, 19, 28; Lala v. The Netherlands, App. No. 14861/89, Judgment (22 September 1994), para. 14.

¹³ ECHR, Poitrimol v. France, supra note (11), para. 31.

¹⁴ ECHR, *Pelladoah v. The Netherlands*, App. No. 16737/90, Judgment (22 September 1994) para. 23.

¹⁵ ECHR, Krombach v. France, App. No. 29731/96, Judgment (13 February 2001), para. 85.

^{&#}x27;Directive (EU) 2016/343 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on the strengthening of certain aspects of the presumption of innocence and of the right to be present at the trial in criminal proceedings', Article 8 (2), available at http://data.europa.eu/eli/dir/2016/343/oj (last accessed on October 31, 2020).

¹⁷ *Ibid*, Article 8 (4), and Article 9 (Right to a new trial).

び人民の権利に関するアフリカ委員会により示されている。同委員会が2003 年に採択した「アフリカにおける公正な裁判を受ける権利と司法援助に関す る諸原則及び指針」では、被告人は欠席裁判されるべきではないと述べつつ も欠席裁判を許容し、出席したくても出席できない状況に被告人が陥った場 合での欠席裁判については裁判のやり直しを求めている18。

以上のように、国際人権諸文書において被告人の在廷する権利は公正な裁 判を受ける権利や適正手続原則の一部と解され保障されているが、欠席裁判 は排除されていない。国際人権法上、被告人の権利保全を目的とした諸条件 を満たせば欠席裁判は許容されているのである。

3 国際刑事裁判機関における欠席裁判の扱い

次に国際刑事裁判機関での欠席裁判の取扱いについて検討する。国際刑事 裁判の歴史を見るならば、欠席裁判の許容から否定へと原則を転じ、条件付 きで欠席裁判の例外的許容へと移行したのである。

3-1) ニュルンベルグ国際軍事裁判所

第2次世界大戦中のナチスドイツによる戦争犯罪等を処罰するために設立 されたニュルンベルグ国際軍事裁判所は、その憲章第12条で欠席裁判を制度 として認めた¹⁹。第12条は、被告人が発見されない場合又は裁判の利益から 裁判所が何らかの理由で必要と判断した場合には被告人不在で審理を進める

Article 12 of the Charter of the International Military Tribunal (Nuremberg Charter)

"The Tribunal shall have the right to take proceedings against a person charged with crimes set out in Article 6 of this Charter in his absence, if he has not been found or if the Tribunal, for any reason, finds it necessary, in the interests of justice, to conduct the hearing in his absence."

¹⁸ See, the African Commission on Human and People's Rights 'Principles and Guidelines on the Right to a Fair Trial and Legal Assistance in Africa', DOC/OS (XXX) 247 (2003), section N (6) (c) (i) - (ii).

¹⁹ ニュルンベルグ国際軍事裁判所憲章第12条は以下のように定める。

権利を裁判所が有すると定めた。同裁判所の設立に関与した国々の国内でも扱いが異なっていた欠席裁判制度が導入された理由について、Casseseは同裁判所が処罰対象としている犯罪の究極的な重大性を理由として挙げた²⁰。しかし同様に戦後処理の一環として設立された極東軍事裁判所の設立文書には欠席裁判に関する条文はない。

ニュルンベルグ国際軍事裁判所で実際に欠席裁判を行ったのは被告人所在不明のまま有罪判決を下したMartin Bormann事件 1 例のみであった²¹。同裁判所の手続規則第2条(b)に基づき身柄拘束されていない者に対しては起訴について告知する義務が裁判所にあったが、本件においては新聞およびラジオを通じてBormannに対する起訴の事実が報道された後に被告人不在のまま裁判所が弁護人を任命し裁判開始した。弁護人は本人死亡による裁判打ち切りを主張したが、裁判所は被告人の死亡が確認できないこと、並びに仮に被告人が後に逮捕されたならば憲章第29条に基づき刑の減軽が必要か後日検討することが可能であることを述べた上で、死刑判決を下したのであった。

以上のようにニュルンベルグ国際軍事裁判所では欠席裁判が制度として導入されたのであるが、後に発展する国際刑事法において、それは普遍的な制度とはならなかった。次節以降で見るように、国際人権法が発展した後に設立された国際刑事裁判機関では逆に被告人の在廷する権利が裁判所規程で明記され、ニュルンベルグ国際軍事裁判所の欠席裁判制度を受け継いでいないのである。

3-2) 1990年代以降のアド・ホック法廷(レバノン特別法廷を除く)

第2次世界大戦の戦後処理の軍事裁判所以降に国際社会が現実に国際的裁 判機関を設立するに至ったのは1990年代前半であったが、欠席裁判はどのよ

²⁰ Antonio Cassese *International Criminal Law* 2d ed (2008), p. 367.

²¹ See Antonio Cassese, op. cit. 被告人Martin Bormannは実際には死刑判決宣告の2年前に死亡していた。

うに扱われたか概括してみよう。国連安保理により設立された旧ユーゴ国際 刑事裁判所(International Tribunal for the Former Yugoslavia、以下ICTY)では、 規程の作成過程で欠席裁判について検討されたが、自由権規約第14条との抵 触が危惧された結果、欠席裁判は規程に盛り込まれなかった²²。逆にICTY規 程第21条4項(d)は被告人の権利として在廷する権利を保障した。同様にルワ ンダ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda、以下ICTR) やシエラレオネ特別裁判所(Special Tribunal for Sierra Leone、以下STSL)等 のアド・ホック法廷でも欠席裁判の制度は規程上導入されなかった。このよ うに近年設立された国際刑事裁判機関は、後述するレバノン特別法廷を除 き、裁判所規程上で欠席裁判の制度を導入することは回避しているのである。 裁判所規程では欠席裁判は制度化されていないが、部分的に本人不在のま ま手続を進めることを許容する手続証拠規則と実行が発展した。ICTY手続 証拠規則第61条、第80条、第81条の2、及び第118条のように、予審段階など 一部の手続を本人不在で行うことが認められた。ICTRにおいても手続証拠 規則第61条、第80条、第119条があり、後に追加された第82条の2では被告人 が途中から出廷拒否をした場合でも裁判の継続を可能とした23。また、カンボ ジア特別法廷(Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia、以下ECCC) は、被告人が公判の冒頭に出廷したならばその後欠席したとしても裁判実施 可能と規則で定めている²⁴。STSLも規程第17条4項(d)で在廷する権利を保障

²² See 'Report of the Secretary-General pursuant to paragraph 2 of Security Council Resolution 808 (1993)', UN Doc. S/25704, (3 May 1993), Corrigendum, UN Doc. S/25704/Corr.1, (July 30, 1993), Part V.A., para. 101. See also, Anne L. Quintal 'Rule 61: The "Voice of the Victims" Screams Out for Justice' Columbia Journal of Transnational Law Vol. 36 (1998), p. 743.

²³ 第82条の2は、被告人が公判冒頭で出席し、出廷義務が告知され、弁護人により被告人の利益が代表されることを条件として被告人不在で裁判しうることを定めた。 Barayagwiza事件において出廷拒否した被告人の裁判継続が実際に行われた。See, ICTR, *Prosecutor v. Barayagwiza*, Case No. ICTR 99-52-T, Judgment (3 December 2003).

²⁴ ECCC内部規則第81(4)、参照。

しつつ、STSL手続証拠規則第60条(a)により、被告人が最初に出廷したが後に出廷拒否した場合などで被告人が明示的又は黙示的に在廷する権利を放棄した場合には、被告人不在で手続を進めることを認めている²⁵。この場合、被告人又は裁判所により任命された弁護人により被告人が代表されることが確保されている。ECCCでも内部規則第81条4項において類似の定めがある。

以上のように、欠席裁判を制度として導入することは、1990年代以降に複数設立される国際刑事裁判機関の先駆けであったICTYの構想段階で検討されたが、国際人権法の影響で反対された経緯がある。後述するレバノン特別法廷を除くアド・ホック法廷では裁判所規程で在廷する権利が保障されつつ手続規則の定めや判例を通じて予審段階の手続や被告人が一度でも出廷したならばその後に裁判を欠席したとしても裁判継続を許容するルールが導入され、一時的な欠席を許容する傾向が見られるのである。

3-3) 国際刑事裁判所 (ICC)

前節ではアド・ホック法廷を紹介したが、次に常設的な国際刑事裁判機関である国際刑事裁判所(International Criminal Court、以下ICC)について見てみよう。以下で、ICCは欠席裁判に原則的に否定的であり、例外的に規程と規則で部分的な欠席を認めてきたが、アド・ホック法廷の影響も受けて被告人の在廷条件を緩和させる傾向があることを明らかにする。

3-3-1) ICC規程上の在廷する義務と権利

ICC規程第63条1項は「被告人は、公判の間在廷するものとする」と定める。 前節で紹介したアド・ホック法廷では在廷する権利の保障であったのに対し

²⁵ Rule 60 of the STSL's Rules of Procedure and Evidence states that "an accused may not be tried in his absence, unless: (i) the accused has made his initial appearance, has been afforded the right to appear at his own trial, but refuses to do so; or (ii) the accused, having made his initial appearance, is at large and refuses to appear in court."

て、ICCでは義務とされた点が注視される。しかしICCで在廷する権利の権利性が否定されたわけではなく、義務と定めつつ同時に被告人の権利として考えられており、第67条1項(d)で同権利は最低限の保障であるとも明記されている。

ICCでは規程の起草段階で被告人の疾病を欠席裁判の正当化根拠とする条文案が否定されるなど²⁶、ICCでは欠席裁判は許容されないので被告人が在廷できない場合には裁判を延期する必要があると解する説がICC設立前から存在したが²⁷、在廷する権利と義務の例外をICC規程に明文で記した。ICC規程はどの裁判部が、どのような手続を、どのような条件で被疑者又は被告人が在廷していない状況で行えるかを明示している。予審裁判部は、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための審理を、被疑者が立会いの権利を放棄した場合又は逃亡など被疑者を発見することができない場合に行うことができる(ICC規程第61条2項(a)(b))。また、公判では、被告人が公判を妨害し続ける場合には退席させることができる(第63条2項)。さらに、上訴裁判部による判決の言い渡しは被告人不在で行うことができる(第83条5項)。

以上のようにICCでは被告人に出廷義務と権利があり、被告人が在廷せずに行う裁判はICC規程に例外として明文化されている場合に限定された。しかし以下で紹介するように手続及び証拠規則の改正と諸事件での実行を通じて在廷条件を緩和する動向がある。

²⁶ ICC規程の起草過程における欠席裁判案に関する議論については、See, Daniel Brown 'The International Criminal Court and Trial in *Absentia' Brooklyn Journal of International Law* Vol. 24 Issue 3 (1999).

²⁷ Frank Terrier 'The Powers of the Trial Chamber' in Antonio Cassese, Paola Gaeta and John R.W.D. Jones ed. The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary, Vol. II (2002), pp. 1283-1284. See also, H. Friman 'Rights of Persons Suspected or Accused of a Crime' in RS Lee (ed) The International Criminal Court: The making of the Rome Statute (1999), p. 262.

3-3-2) Ruto事件で示された欠席裁判の条件

ケニアの大統領Kenyatta氏と副大統領のRuto氏を対象とする手続で、公務遂行を理由に裁判への本人の出廷義務の解除を弁護人が要請²⁸したことにより被告人の在廷義務が争点とされ、ICCは被告人の欠席を認める判断を下した²⁹。政府要職の公務を理由とする不在の許容是非の論争は、後述するICC手続証拠規則の改正をもたらした。裁判部は欠席することを認めて冒頭及び最終陳述といった重要な公判と裁判部が指定する場合にのみ物理的に在廷することを義務付ける決定を行ったが、この決定は後に上訴裁判部から批判され、欠席の許可が包括的である点は許容できないとされて一部撤回された³⁰。上訴裁判部は欠席裁判を完全に否定したわけではなく、欠席裁判が許容されるための条件を挙げたのである。上訴裁判部は、本人の不在が例外的状況でありかつ原則となるべきではないこと、本人の不在は厳格に必要な限度に制限されなければならないこと、並びに被告人が在廷する権利を明示的に放棄していることを条件として挙げた。これら条件に照らすならば、公判

²⁸ 最初にRuto副大統領の弁護人が2013年4月に要請を行い、同様の要請をKenyatta氏の 弁護人が同年9月に行った。ICC, Prosecutor v. Ruto and Arap Sang, ICC-01/09-01/11-685, 'Defence Request Pursuant to Article 63(1) of the Rome Statute' (17 April 2013); Prosecutor v. Kenyatta, ICC-01/09-02/11, 'Defense Request for Conditional Excusal from Continuous Presence at Trial' (23 September 2013).

²⁹ ICC, Prosecutor v. William Samoei Ruto and Jseph Arap Sang, No. ICC-01/09-01/11, 'Public Decision on Mr. Ruto's Request for Excusal from Continuous Presence at Trial' (13 June 2013). ICC, Prosecutor v. Uhuru Mughai Kenyatta, No. ICC-01/09-02/11, 'Public Decision on Defense Request for Conditional Excusal from Continuous Presence at Trial' (18 October 2013).

³⁰ 被告人の要請を裁判部V(a)は制限付きで認めたが、後に上訴裁判部は2013年10月に裁判部は裁量権の逸脱があるとして否定しつつも、裁判手続の一部が被告人不在で継続しうる可能性をICC規程第63条1項が排除するものではないとの見解も示した。ICC, ICC-01/09-01/11, 'Judgment on the Appeal of the Prosecutor against the Decision of Trial Chamber V(a)', (25 October 2013). See also, Thomas Obel Hansen 'Caressing the Big Fish? A Critique of ICC Trial Chamber V(a)'s Decision to Grant Ruto's Request for Excusal from Continuous Presence at Trial' *Cardozo Journal of International and Comparative Law* Vol. 22 (2013), p. 104.

開始前から被告人の不在を大幅に認めた下級審の決定は原則と例外を逆転させ被告人の出廷を例外的な状況にしてしまうものであり認められないと結論したのである³¹。

3-3-3) ICC手続証拠規則の改正(2013年)

前述のRutoとKenyatta事件で欠席裁判の是非が論争中に開催された締約国会議の結果、ICCは欠席裁判の許容を拡大する方向へと制度を修正するに至った。2013年11月27日、ICC締約国会議はICC手続証拠規則に3つの条文を追加することを決定し、被告人不在で裁判を継続する可能性を拡大した。

改正により新たに挿入された規則第134条の2は、召喚の対象となった者が 裁判の一部についてビデオ技術を用いてバーチャルで出席することを可能と した。規則第134条の3は、裁判の一部で弁護人が代表人を務めて本人の出廷 が免除されることを被告人が要請する申請手続を設け、裁判部は、(a)欠席 を正当化する例外的な事情が存在すること、(b) 裁判日程の変更や裁判の短 期間の中断といった代替措置では不適切であること、(c)被告人が明示的に 在廷する権利を放棄していること、並びに(d)本人不在でも被告人の権利が 十分に確保されること、という4つの条件が満たされた場合に限り、被告人 からの要請を承認するとした。特定の裁判手続の主題を考慮してケース・バ イ・ケースで判断するとされており、包括的な欠席裁判の承認を想定してい るのではなく、欠席裁判が厳重に審査された後に認められる例外であること が示されている。規則第134条の4は、国家の最高レベルの公務を果たす特別 な場合には、上記(b)から(d)と同様の条件を満たし、かつ裁判の利益に合致 すると裁判部が判断する場合に欠席裁判を許容する制度を設けた。第134条 の4はケース・バイ・ケースという文言が案から削除されたのは包括的に欠 席裁判を承認することが意図されたのだとする説もあるが、前述のRuto上訴

³¹ Ruto Appeal Judgment, *ibid*, para. 62.

裁判部は包括的な欠席裁判の許可を与えることには消極的であったことが想 起される。

これらの規則第134条に新たに追加された3条文は、出廷義務を定めた上位 規範たるICC規程に反するとの批判もある³²。確かにこれら規則は欠席裁判の 可能性を規程以上に拡大させている。しかし次に紹介するようにICCでは規 則よりもさらに欠席裁判の可能性を拡大させる解釈も展開されている。

3-3-4) ICCにおける最近の動向 — Banda事件とGbagbo事件における欠席 裁判の検討

欠席裁判に関連した最近の動向としてBanda事件とGbagbo事件が注目される。Banda事件で逮捕状がBanda氏の身柄拘束につながっていない本件における欠席裁判の是非について裁判部により意見を求められた検察と弁護人は、双方とも欠席裁判に反対する意見書を提出した。検察官はICC規程が欠席裁判を許容しておらず規程の趣旨及び目的から被告人の在廷が必要であり、規則に従い一時的な不在は可能であるが被告人の所在が不明な本件は規則が適用されるような状況ではなく、また、仮に欠席裁判を決行した場合にはICC規程第21条3項の人権法を遵守する義務に基づき被告人の人権保障の必要性から被告人が身柄確保された後に新たな裁判(de novo trial)を行わなければならず、実務上の問題からもさらなる時間と経費が必要となってしまうような欠席裁判を行うべきではないと述べた33。また、先例のRuto事件上

³² Caleb Wheeler 'Right or Duty? Is the Accused's Presence at Trial a Right or a Duty under International Criminal Law?' Criminal Law Forum Vol. 28 (2017), pp.122-123.

³³ 検察はヨーロッパ人権裁判所のColozza v. Italy事件とSejdovic v. Italy事件を上げ、被告人が逃亡中に欠席裁判が許容される制度での条件の1つとして身柄確保後の再審を挙げた。The Prosecution's Submissions, *supra* note (2), para.52. 検察は同様の見解を被害者代表の意見書に対する反応でも示している。'Prosecution's Response to the Legal Representatives for Victim's "Observations sur un procès *in absentia* dans la perspective des victims" (22 June 2020).

訴裁判部が示した欠席裁判の要件を本件は充足していないとして、Banda事 件では検察は欠席裁判で審理を進めることに否定的な立場を表明したのであ る³⁴。

Gbagbo事件では2020年5月28日、上訴裁判部は、下級審において無罪判決 を勝ち取った被告人の釈放を認める際に、釈放後に本人が(控訴審など)公 判に出廷しなかった場合には欠席のまま裁判を進めると述べた35。被告人の 在廷する権利は、被告人が出廷を希望しつつ出廷不能な事態に陥ったことに ついて被告人に何の落度もない場合に保護される権利であり、被告人が意図 的に裁判を欠席する場合には権利は歪められているとし³⁶、意図的に裁判を 欠席する被告人について裁判を行うことは許容されるとの見解が示されたの である³⁷。

これに対して被告人による意図的な不出廷という不作為を権利放棄とみな すことにはICC内でも反対がある。逃亡した被告人の完全欠席裁判を行った り又は長期に本人を訴訟手続全体から排除することは規程第63条1項と矛盾 するとの見解をICCの検察が示したことがある³⁸。ICCでは原則として欠席裁 判を認めないのであり、完全欠席裁判は否定され、例外的に本人の一時的な 不在が許容されると解される39。

³⁴ See, the Prosecution's Submissions, *supra* note (2).

³⁵ ICC, Prosecutor v. Laurent Gbagbo and Charles Blé Goudé, supra note (3).

³⁶ Ibid., para.69.

³⁷ Ibid., para.70.

³⁸ Banda事件でGbagbo事件の決定後に再度提出された検察の意見書では、Banda氏が 2010年6月17日に最初に出廷した際に被疑事実の確認のための審理を本人不在で行う ことに同意した後に出奔した事実があるので、Ruto事件で表明された見解に基づけば 逃亡被告人と扱うことも可能だが欠席裁判すべきではないと検察は述べた。See, ICC、 Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain, ICC-02/05-03/09, 'Public redacted version of "Prosecution's submissions on trials in absentia in light of the specific circumstances of the Banda case", 13 December 2019, ICC-02/05-03/09-673-Conf-Expo' (11 May 2020), para. 65.

³⁹ GJ Shaw 'Convicting Inhumanity in Absentia: Holding trials in absentia at the International

3-4) レバノン特別法廷

次にレバノン特別法廷(Special Tribunal for Lebanon、STL)における欠席 裁判について検討する。レバノン特別法廷は国連安保理により設立されたア ド・ホック法廷の一つである 40 。レバノン特別法廷はテロ行為を扱う初めて の国際刑事法廷として注目されたが 41 、他の国際刑事裁判機関とは異なり、 裁判部と検察局及び書記局に加えて 40 日の独立の機関として弁護局が設置 された独特の構造を有している 42 のは欠席裁判を制度として設けている特異 な法廷であるからとも言える。

レバノン特別法廷規程第22条は欠席裁判の制度を導入した43。第22条1項

Criminal Court' George Washington International Law Review Vol. 44 (2012), pp. 117, 129.

- 40 国連安保理はレバノン政府の要請を受け、決議1644と1664を採択して暗殺事件の刑事 責任を追及するための法廷設立に向けて調整と協議を行い、2007年5月30日に裁判所規 程を附属書とした決議1757を採択して国連憲章第7章の下でのレバノン特別法廷の設立 を決定した。
- 41 Daniel Runge 'The Special Tribunal for Lebanon's Unique Beginnings, Its Political Opposition and Role as Model for Future Ad Hoc Criminal Tribunals for Terrorism Prosecution' Southwestern Journal of International Law Vol. 19 (2012).
- 42 レバノン特別法廷の弁護局については、See, Charles Jalloh 'The Special Tribunal for Lebanon: A Defense Perspective' *Vanderbilt Journal of Transnational Law* Vol. 47 (2014).
- 43 Article 22 of the STL Statute provides as follows: Article 22
 - 1. The Special Tribunal shall conduct trial proceedings in the absence of the accused, if he or she:
 - (a) Has expressly and in writing waived his or her right to be present;
 - (b) Has not been handed over to the Tribunal by the State authorities concerned;
 - (c) Has absconded or otherwise cannot be found and all reasonable steps have been taken to secure his or her appearance before the Tribunal and to inform him or her of the charges confirmed by the Pre-Trial Judge.
 - When hearings are conducted in the absence of the accused, the Special Tribunal shall ensure that:
 - (a) The accused has been notified, or served with the indictment, or notice has otherwise been given of the indictment through publication in the media or communication to the State of residence or nationality;

は、(a)被告人が在廷する権利を明示的かつ書面にて放棄した場合、(b)被告人の身柄が引渡されていない場合、(c)被告人が発見されておらず、被告人の出廷を確保し被疑事実について被告人に告知するためのすべての合理的な手段が講じられた場合、被告人不在で公判手続を行うことを定めている。同条2項は被告人不在で公判を行う条件として、(a)被告人が起訴について知らされていること(被告人への告知又は起訴状の被告人による受領だけでなく、メディアへの公開又は居住国若しくは国籍国に対する伝達を含む)、(b)被告人が弁護人を指名していること、(c)被告人が弁護人の任命を拒否又は怠った場合には弁護局によって弁護人が任命されることを定めている。また、同条3項は被告人不在のまま有罪宣告がされた場合、被告人にレバノン特別法廷において新たに出席し再審を受ける権利を認める。しかしこの再審を受ける権利は、被告人が弁護人を選定していた場合や、被告人が有罪判決を受諾した場合には認められない。

国連安保理により設立されたアド・ホック法廷の先駆けだったICTYでは 起草段階で欠席裁判の制度導入が反対されていたのに対して、同様に安保理 で設立されたレバノン特別法廷では欠席裁判制度が導入されたのである。安 保理により設立されたアド・ホック法廷に先例のない欠席裁判の条文が新 しく挿入されたのは、レバノン代表の強い要請があったといわれる⁴⁴。レバ

⁽b) The accused has designated a defence counsel of his or her own choosing, to be remunerated either by the accused or, if the accused is proved to be indigent, by the Tribunal;

⁽c) Whenever the accused refuses or fails to appoint a defence counsel, such counsel has been assigned by the Defence Office of the Tribunal with a view to ensuring full representation of the interests and rights of the accused.

^{3.} In case of conviction in absentia, the accused, if he or she had not designated a defence counsel of his or her choosing, shall have the right to be retried in his or her presence before the Special Tribunal, unless he or she accepts the judgement.

⁴⁴ See generally Cecile Aptel 'Some Innovations in the Statute of the Special Tribunal for Lebanon' *Journal of International Criminal Justice* Vol. 5 (2007), p. 1121.

ノン国内法では欠席裁判が可能であり⁴⁵、レバノン国内法と比較するならばレバノン特別法廷の欠席裁判制度は必ず弁護人を確保している点で被告人に寛容であると評価する声もある。規程条文の文言を先例と比較するならば、ニュルンベルグ国際軍事裁判所では裁判所が欠席裁判を行う権利を有すると条文で定められていたのに対して、レバノン特別法廷の規程は被告人欠席のまま裁判を行う義務を法廷に課している点で、欠席裁判の制度がより強固な形で誕生したといえる。レバノン特別法廷の欠席裁判の制度には賛否両論ある⁴⁶。被告人による在廷する権利の放棄が明示的かつ書面であることを定めた点は評価できるが、例えば被告人の国籍国への伝達を被告人への告知と同視するなど、権利放棄がない場合にも欠席裁判を可能とする諸条件が緩い点は問題であり、一般的な国際刑事法への悪影響が危惧される。

4 国際刑事法上の欠席裁判に関する考察

4-1) 欠席裁判の分類

欠席裁判の是非を論じる前に、用語の不明確さに注意を促したい。本稿では欠席裁判とは刑事訴訟の対象とされた本人が出廷していない状態で裁判手続を行うこと全般を指すものとしてここまで検討してきた。国際刑事法上も国際人権法上も「欠席裁判」は定義されていない。在廷する権利の範疇が明確でないことの影響もあり、禁止される欠席裁判とは何であるのか、法的に

⁴⁵ レバノン国内法の欠席裁判制度については、See, Nicolò Pons 'Some Remarks on *in Absentia* Proceedings before the Special Tribunal for Lebanon in Case of a State's Failure or Refusal to Hand over the Accused' *Journal of International Criminal Justice* Vol. 8 (2010), pp. 1307-1309.

⁴⁶ 竹村仁美「レバノン特別法廷をめぐる国際刑事法上の諸論点」北九州市立大学法政論 集第40巻4号 (2013年3月)、215-222頁、参照。 See also, Wayne Jordash and Tim Parker 'Trials in Absentia at the Special Tribunal for Lebanon: Incompatibility with International Human Rights Law' Journal of International Criminal Justice Vol. 8 Issue 2 (2010). See also Martin Wahlisch 'The Special Tribunal for Lebanon, Appeals Chamber: Decision on the legality of the Special Tribunal for Lebanon and trials in absentia' International Legal Materials Vol. 52 Issue 1 (2013).

裁判を欠席していると判断される状況の範疇も明確ではない47。

そもそもなにをもって「欠席」とみなすのか見解の相違がある。例えばレバノン特別法廷は、法廷侮辱罪で起訴された被告人が冒頭陳述時にビデオで参加し無罪を主張した後に出廷拒否し続けた事例において、冒頭陳述の段階で被告人が関与したことを「出席」とみなし欠席裁判とは扱わずに判決を下した⁴⁸。1度の出席で十分とみなす原則(semel preasens simper praesens; to be present once is to be present always)を採用している国もあり⁴⁹、これが欠席裁判を許容する原則であるのか又は欠席裁判の分類から排除する原則として働くか、扱いが国や裁判所により異なる。被告人本人が法廷にて冒頭陳述を行った後になんらかの理由で出廷しない場合すべてを欠席裁判として扱うのか、欠席とは被告人が物理的に法廷の部屋に存在していないことを指すのか、すなわち、被告人がカメラや通信機器を媒介として法廷室外から裁判に参加する場合を含むのか、被告人の代わりに被告人を代表する弁護人が在廷する場合を排除するのか、等々、多様な状況が欠席裁判への該当性と合法/違法の議論に混在している。

さらに「裁判」の範囲についても認識が異なりうる。刑事訴訟手続のどの 段階で手続対象の本人が介在していないことを指すのか。在廷する権利が被 告人の権利であることに鑑み、起訴後の公判を指すと一般的には解される。 しかし独自の警察機構を持たない国際刑事裁判機関は国内裁判所とは異なる 訴訟手続が取られており、捜査を検察局が手がけ、被疑者の身柄確保は召喚 状や国際逮捕状や国に対する移送要請といった大々的な手続が関係する。し たがって国際刑事裁判では起訴前の捜査初期の段階から予審裁判部が関わる

⁴⁷ See N. Pons, op. cit., note (45), pp. 1307, 1309.

⁴⁸ See, STL, *Prosecutor v Akhbar Beirut S.A.L. and Ibrahim Mohamed Ali AI Amin*, 20140529_ STL-14-06_I_T2OFF_Pub_EN_CT1, 'Transcript of Trial Hearing', (29 May 2014), p. 13, line 14.

⁴⁹ W. Jordash and T. Parker, *op. cit.*, note (46), p. 494.

など、国際刑事裁判では被疑者と被告人との区別に国内刑事訴訟法ほどの重 点が置かれていない感覚の違いも念頭に置く必要がある。

以上のように「欠席裁判」に性質の異なるものが混在し論じられているため注意しなければならない。この点、欠席裁判を完全な欠席裁判と部分的欠席裁判の2つに分類する説がある。欠席裁判を、被告人が裁判のすべての段階で不在である完全な欠席(nunquam praesens)と、最初には出廷したが何らかの事情で後の裁判に出廷していない一部欠席(semel praesens)とに分けて国際法上の合法性を論じる説である⁵⁰。前者の完全な欠席裁判は、被告人が被疑者段階から身柄拘束ができず逃亡中であるなど、被告人本人が冒頭陳述を行うこともなく完全に裁判と関わりなくある状況が含まれ、ニュルンベルグ国際軍事裁判所の先例とレバノン特別法廷のAyyash事件が該当する。後者の部分的欠席裁判は、在廷する権利を被告人が放棄した場合や裁判進行を妨害して退室を命令された場合や病気など様々な理由が考えられる。

完全な欠席裁判と部分的欠席裁判とを分類する説は、前者を国際法上禁止されるべきとし、後者を条件付きで合法と論じる。完全な欠席裁判は、判決の履行が難しく、被告人が身柄拘束された後に再審を行う必要があるが、新しく裁判を行う時間と金銭的負担を考慮するならば欠席裁判は非効率的であり経済的ではなく、被告人の公正な裁判を受ける権利との抵触可能性からも禁止されるべきと説かれている⁵¹。他方で部分的欠席裁判はICTYを始めとしたアド・ホック法廷やICCでも許容されてきており、在廷する権利の放棄や裁判妨害の場合等、状況によって合法であると論じられている⁵²。

⁵⁰ See Mhammad Hadi Zaakerhossein and Anne-Marie de Brouwer 'Diverse Approaches to Total and Partial in Absentia Trials by International Criminal Tribunals' Criminal Law Forum Vol. 26 (2015). See also, Alexander Schwarz 'The Legacy of the Kenyatta Case: Trials in absentia at the International Criminal Court and their compatibility with human rights' African Human Rights Law Journal Vol. 16 (2016).

⁵¹ See, *ibid.*, pp. 198-209.

⁵² *Ibid.*, pp. 209-222.

他方で、ニュルンベルグ国際軍事裁判所とレバノン特別法廷の先例に鑑み、完全な欠席裁判も再審の権利が保全されるならば合法とする説もある。 このように完全な欠席裁判を違法とする説と合法とする説のいずれにおいても、合法か違法かの判断を分けるのは、被告人の権利を保全するための諸条件が充足されるか否かであり、完全な又は部分的な欠席のみかの別はあるが欠席裁判を許容する点で一致している。

4-2) 欠席裁判の許容条件

ここまで国際人権法と国際刑事法を分析したところ、在廷する権利は絶対的な権利ではなく、公正な裁判を受ける権利を保全する条件が満たされたならば欠席裁判は国際法に反しないと解されるが、具体的にどのような条件を満たせば欠席裁判は合法であるのか。人権機関の見解や、国際刑事裁判機関の規則及び判決並びに学説等における欠席の是非の検討上、以下の事項が考慮されている。①被告人の在廷が原則であり欠席裁判は例外であること、②不在とする裁判手続の軽重、③被告人への裁判の事実の告知と出廷しない場合の不利益の告知有無、④在廷する権利の放棄有無と本人の意思の確認、⑤被告人を代表しうる弁護人の確保、⑥出廷履歴有無、⑦有罪判決後に身柄拘束された場合には新しく裁判を受ける権利の保障が、欠席裁判の合法性の条件として挙げられる。

まず第1に被告人の出廷が原則であり、欠席裁判は例外である。Ruto事件でICCは被告人の不在は必要な限度に制限されるべきであり、原則と例外を逆転させる様な欠席の包括的な承認を否定した。被告人の在廷する権利や公正な裁判を受ける権利の保障が優先的に考慮されなければならないのである。

第2に、不在とする裁判手続の軽重が考慮される。被告人の本来の被疑事 実の有罪/無罪の認定に関わらない手続や、被告人の人権を害する可能性が 低い裁判については被告人の在廷条件が緩和されている。例えば予審段階の 手続等についてはアド・ホック法廷やICCでも本人の欠席を許容する条文が ある。裁判妨害や法廷侮辱罪といった本来の起訴事実に関わらない審理では被告人の欠席が許容された先例もある 53 。また、上訴審判決の言渡しを被告人不在で行うことは、ICC規程第83条 5 項、ICTY手続証拠規則第 118 条(B)やICTR手続証拠規則第 119 条(B)で許容されている。

第3に、被告人への裁判の事実の告知と出廷しない場合の不利益の告知有無が考慮される。訴訟対象とされている事実を知らない被告人に欠席裁判の不利益を負わせるべきではないとされ、自由権規約委員会の見解やヨーロッパ人権裁判所の判決で欠席裁判の条件として示された。当局による告知義務については、ニュルンベルグ国際軍事裁判所では報道機関による報道や、レバノン特別法廷ではメディアへの公開又は居住国若しくは国籍国に対する伝達を欠席裁判の条件充足方法として挙げているが、本人への告知として十分であるか甚だ疑問であり54、適正手続と公正な裁判を受ける権利を保障する国際刑事法及び国際人権法と抵触する可能性がある。

第4に、在廷する権利の放棄有無と本人の意思の確認が考慮される。在廷する権利を被告人が明示的に疑問の余地なく放棄している場合には欠席裁判を許容する見解が各種の人権機関や裁判所で支持されている⁵⁵。ICTRの

⁵³ For example, see, ICTY, *Prosecutor v. Tihomir Blăskić*, Case No. IT-95-14-AR 108bis, 'Judgment on the Request of the Repubic of Croatia for Review of the Decision of Trial Chamber II of 18 July 1997', (29 October 1997), para. 59.

⁵⁴ Chris Jenks 'Notice Otherwise Given: Will *in absentia* trials at the Special Tribunal for Lebanon violate human rights?' *Fordham international Law Journal* Vol. 33 Issue 1 (2009), pp. 81-84. Also, Bjorn Elberling 'The Next Step in History-Writing through Criminal Law: Exactly how tailor-made is the Special Tribunal for Lebanon?' *Leiden Journal of International Law* Vol. 21(2) (2008), pp. 535-538.

⁵⁵ 例えばMbenge対ザイール事件において自由権規約委員会は、欠席裁判は裁判の利益に合致する場合に可能であるが被告人が出廷する権利を放棄したことを条件とするとの見解を示した。HRC, Daniel Monguya Mbenge v Zaire, Communication No. 16/1977, Views (25 March 1983), UN-Doc CCPR/C/OP/2 (1990), 14.1. また、Ali Meleki対イタリア事件では欠席裁判が許容される条件である在廷する権利の放棄は、被告人に出廷命令が告知されている場合に限られ、出廷命令書が確実に被告人に届けられたことが立証されない場合

Barayagwiza事件と手続証拠規則第82条の2⁵⁶やSTSL手続証拠規則第60条(a) で被告人による権利放棄による欠席裁判が認められている。出廷する権利の 放棄は、明示的な放棄であることをICCのRuto事件や規則第133条の3(2)(c) は条件とし、レバノン特別法廷では明示的かつ書面での放棄を求めるが、 STSLでは黙示的な放棄も含む。しかし黙示的な権利放棄の認定は人権保障 の面からは支持されない。出廷義務を了知しながら出廷しないという被告人 による不作為を放棄とみなしうるか争いがあるが、被告人による意図的な裁 判の欠席は裁判の利益に合致せず、裁判を中断する理由とすべきではないと 主張され57、裁判進行の妨害や法廷侮辱など被告人が退出を命じられるよう な悪意ある行為を行う場合には出廷する権利が放棄されたものとみなす説が ある58。しかし、被告人による裁判妨害を在廷する権利の黙示的な放棄とみ なすことについては、被告人の意思と合致しないとの批判がある⁵⁹。権利放 棄を広く推定する説の根底には在廷義務と裁判の利益を重視する考えがある と見られるが60、義務の面よりも在廷する権利の尊重に配慮する必要がある と考える。在廷する権利が公正な裁判を受ける権利の一部であることを認識 し、被告人の人権を尊重し、被告人の防御の機会を奪うことがない様、配慮

には、例え被告人の弁護人が在廷していたとしても自由権規約第14条違反となると述べた。 HRC, *Ali Meleki v. Italy*, Comm. 699/1996, Views (15 July 1999), CCPR/C/66/D/699/1996, paras. 9.2-9.5. HRC, General Comment 32, *supra* note (8).

- 56 ICTRは被告人が裁判の実施を知りつつ在廷する権利を自由にかつ疑問の余地がない 形で放棄したならば欠席裁判は許容されると判断した。この判断がICTR手続証拠規則 第82条の2の制定に繋がった。
- 57 STSL, *Prosecutor v. Samuel Hinga Norman, Moinina Fofana and Allieu Kondewa*, Case No. SCSL-04-14-PT, 'Ruling on the Issue of Non-Appearance of the First Accused, Samuel Hinga Norman, the Second Accused, Moinina Fofana and the Third Accused, Allieu Kondewa at the Trial Proceedings', (1 October 2004), para. 22.
- 58 See, Mohammad Hadi Zakerhossein and Anne-Marie de Brouwer, supra note (50), pp.210-212
- 59 See, Caleb H. Wheeler, supra note (32), p.115.
- 60 在廷する権利と義務を対比させて欠席裁判を検討する論説として、See, Caleb H. Wheeler, ibid.

されなければならない。

第5に弁護人の在廷が要件とされる。被告人の防御権を保障するためにも、被告人の利益を代理する弁護人が在廷することが必要と考える。被告人不在でも弁護人により被告人が代表され被告人の主張が反映されることが求められる。レバノン特別法廷では欠席裁判の際、被告人が選定しない場合には裁判所が任命し弁護人を確保している。

第6に、出廷履歴の有無とは、1度でも出廷したか否かである。冒頭陳述に出席していた場合、その後に何らかの理由で被告人が欠席したとしても出席とみなす又は欠席裁判を許容する理論の適用が主張されている。実際にICTRの判例やECCC内部規則第81条4項、STSLの規則第60(A)で、被告人が出席したことがある場合には後の出廷拒否があったとしても裁判継続が許容される。このように1度でも出廷したか否かが重視されており、1度も出席しない完全欠席裁判は現存する国際刑事裁判機関ではレバノン特別法廷以外では許容されていない。ICCの検察はBanda事件での意見書で、完全欠席裁判とともに、1度出席しただけの者に対して行う部分的欠席裁判についても否定的な見解を示した。

第7に、後の再審の権利の保全が条件として挙げられる。欠席裁判で有罪とされた者が後に身柄確保された場合には同じ裁判所において新たに裁判される権利があることを条件とする見解は自由権規約委員会やヨーロッパ人権裁判所でも示された⁶¹。また、Banda事件で検察が提出した意見書でも、ICC国際人権法上の欠席裁判の条件がICCで遵守されるべきとして欠席裁判の是非について検察局も判断したのであり、完全欠席裁判の場合には再審の権利の保障が条件との解釈が採用されていた(が、ICCでは完全欠席裁判は規程に反するとも述べられていた)。

⁶¹ See HRC, *Ali Maleki v Italy*, supra note (55), para. 9.5; ECHR, *Medenica v. Switzerland*, App. No. 20491/92, Judgment (12 December 2001), para. 54; ECHR, *Stoichkov v. Bulgaria*, Appl. No. 9808/02, Judgment (24 March 2005), para. 56.

学説でも欠席裁判により有罪判決を下された者が再審の機会を得られるか否かを欠席裁判の合法性判断基準とするものがある⁶²。欠席裁判制度を導入したニュルンベルグ国際軍事裁判所とレバノン特別法廷は、再審の権利を保障しているため、再審の権利が保障されれば完全欠席裁判であっても国際法上合法とする説の論拠とされる。しかし、レバノン特別法廷は期間限定で存在するアド・ホックな機関であり、特別法廷の存続期限を超過した場合にどうなるのか不明であり、再審の権利を十分に保障できておらず違法な欠席裁判であると批判されている⁶³。

5 おわりに

国際刑事法の歴史をふり返るならば、欠席裁判はニュルンベルグ国際軍事裁判所にて導入されたが、1990年代以降に設立された国際刑事裁判機関の設立文書では被告人の在廷する権利が保障され欠席裁判が忌避される傾向が見られる。刑事裁判は被告人の身体や生命に多大な影響を及ぼす強制的な措置であり、被告人の人権を尊重して行われなければならないことに疑いはない。国際法上、被告人本人が在廷し裁判を受ける権利がある。被告人が出廷して裁判を受ける権利は適正手続の一環であり、公正な裁判を受ける権利の一部である。そのため欠席裁判は公正な裁判を受ける権利との抵触が問題とされ、裁判の利益から欠席裁判が求められる中、被告人の人権に配慮する諸条件が提示されてきた。国際人権法上のルールを反映し、1990年代以降に設立された国際刑事裁判機関でも在廷する権利を保障しつつ、訴訟手続の詳細を定めた規則や判例を通じて被告人在廷の条件が緩和されてきた。裁判進行を妨害する等の理由により退席を命じられた場合や、在廷する権利を放棄した場合にも裁判の継続を許容する先例が築かれてい

⁶² See, ECHR, Sejdovic v. Italy, App. No. 56581/00, Judgment (10 November 2004); see also HRC, Maleki v. Italy, supra note (55).

⁶³ Chris Jenks, *supra* note (54), pp. 84-85

る。被告人の在廷する権利が尊重され公正な裁判を受ける権利を害さない ための条件を満たした上で、例外的に部分的欠席裁判を許容する傾向が示 されているのである。

ICCでは在廷条件を緩和させる規則改正もあったが、被告人在廷での裁判が原則とされ、規程と規則に例外として記された場合に該当する限度で部分的欠席裁判が許容されている。これに対して、レバノン特別法廷では最初の公判から判決言い渡しに至るまで完全に被告人不在のまま有罪判決が下されたのであり、欠席裁判を原則的に否定し例外的に厳格な条件を満たすならば許容しつつある国際刑事法の現代的な傾向の中で異質とも見える。確かに完全欠席裁判を行ったニュルンベルグの先例も存在するが、国際人権法が発展した現代において、公正な裁判を受ける権利や適正手続の保障などの基本原則との抵触が危惧されるのであり、再審を受ける権利が保障されたとしても積極的に肯定するのは難しいと考える。

[附記] 本稿は科学研究費(基盤(C)「ハイブリッド法廷とアジア・アフリカが求める国際 刑事裁判秩序|)の助成を受けた研究成果の一部である。